

答弁書第八十二号

内閣参甲第八二号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出医師所得稅改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出医師所得稅改正に關する質問に対する答弁書

一、醫師に対する所得稅は、所得稅法の定める所に従つて、昭和二十二年中に生じた實際の所得を基礎として課稅を行つてゐるので、特に醫師に対する所得稅を一般的に減額することにはなつてゐない。將來においても醫師に対する所得稅に限つて所得稅を軽減するようなことは考慮してゐない。

二、昭和二十二年度における醫師に対する課稅額並びに昭和二十一年度及び同二十年度の課稅実收額は、不詳である。